

藍野大学短期大学部 教授会規程

〔 1985 年 4 月 1 日 〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、藍野大学短期大学部学則第40条第1項の規程に基づき、藍野大学短期大学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、教授、准教授及び常時勤務する教職員のうち、学長が必要と認めた者（以下、構成員という。）をもって組織する。

2 教授会は、学科長が招集し、その議長となる。

3 学科長に事故あるときは、学科長が予め指名した者がこれに代わるものとする。

(定足数)

第3条 教授会は、構成員（休職中及び外国出張中の者を除く。）の3分2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、別段の定めがあるときはこの限りでない。

(開催)

第4条 教授会は、原則として毎月（8月を除く。）1回定例に開催する。ただし、緊急に開催する場合は、この限りでない。

2 学科長は、構成員の3分の1以上から開催要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(審議事項)

第5条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、休学、退学、卒業及び除籍

(2) 学位の授与

(3) 教育課程、試験及び単位認定

(4) 学生の賞罰

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学科長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第8条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会（やむを得ない事情があるときは、その次の教授会）において確認する。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、学生支援グループにおいて処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、合同運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改訂規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月18日から施行する。